

---

---

# 原子力災害対策編

---

---



# 第1章 総 則

## 第1節 計画策定の趣旨

本町には原子力発電所は存在しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本町の対応を明確にし、よりの確な対策に資する。

### 第1 計画の目的

原子力災害対策編は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、町、県、防災関係機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、住民の安全・安心を確保することを目的とする。

### 第2 計画の性格

原子力災害対策編は、災対法第42条の規定に基づき、上三川町防災会議が作成する「上三川町地域防災計画」において、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

また、原子力災害対策編に定めのない事項については、水害・台風・竜巻等風害対策編に準ずるものとする。

なお、原子力災害対策編は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的・細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

### 第3 策定に際し尊重すべき指針

原子力災害対策編の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。以下「対策指針」という。）を十分に尊重するものとする。

## 第2節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲等

行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本町において必要な防護措置について整備する。

### 第1 対策を重点的に充実すべき地域の範囲

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、該当対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとされている。

原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定され、実用発電用原子炉については、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められた。

#### 1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関（IAEA）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径5km」が目安とされている。

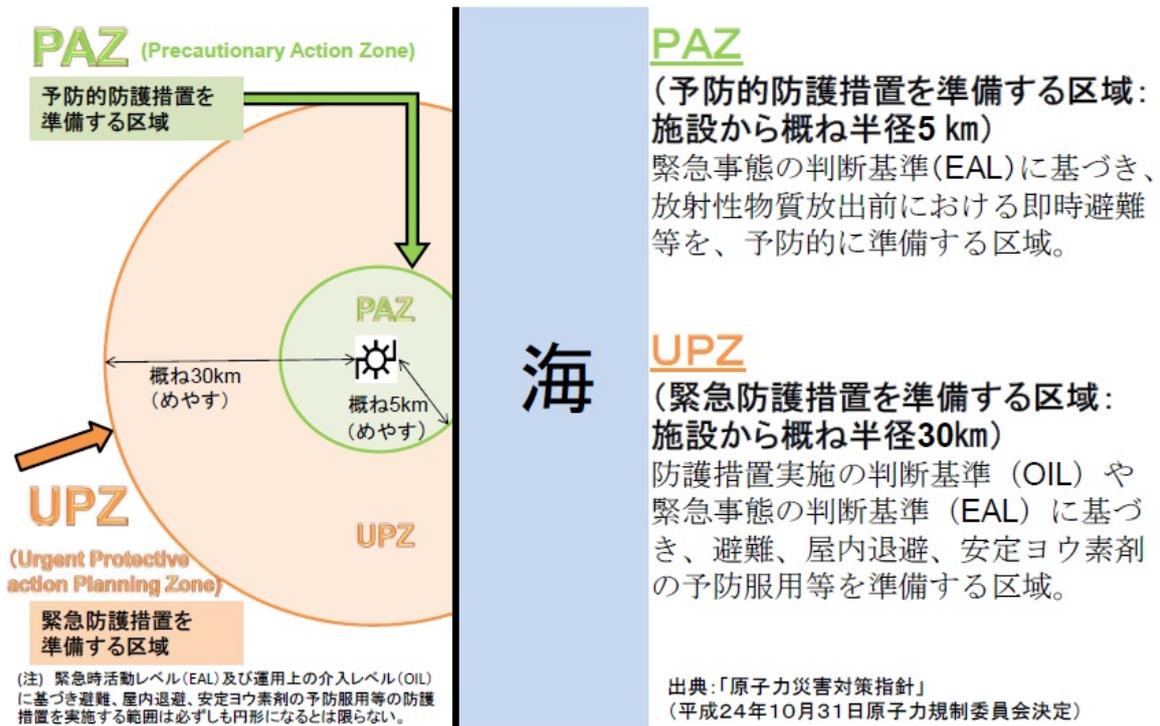
#### 2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」が目安とされている。

※栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にあるため、本町に該当する区域は無い。

### 第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとしている。そのため、UPZ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。



### 第3節 緊急事態区分及び緊急活動レベル

対策指針においては、緊急事態の初期対応段階を3つに区分し、当該区分を判断する基準となる施設の状況がEAL（Emergency Action Level）として整理された。

#### 第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（EAL）が設定された。（別表1参照）

#### 第2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策

事故後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、「特定原子力施設」という。）に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたEAL（別表1）に準拠する。なお、EAL2の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とされた。

上記区分に応じて実施すべき措置の概要は、次のとおり。

区分	警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
事態の 段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な要配慮者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
措置の 概要	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を実施	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。 放射性物質 放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施
福島第一 原子力発 電所に係 る福島県 の住民防 護措置の 例	避難指示区域への一時立ち入りを中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民の退去を準備する。	避難支持区域に一時立ち入りしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。	避難指示区域でない区域の屋内退避を開始する。

避難指示区域：帰宅困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の総称

なお、福島第一原子力発電所に係る福島県の住民防護措置が実施される場合、近隣県に避難住民の受入れ要請の可能性がある。

## 第4節 運用上の介入レベル

対策指針において、全面緊急事態に至り、放射性物質の放出後の住民の安全を守るため行う主な防護措置の実施基準としてO I L（Operational Intervention Level）が設定された。

### 第1 運用上の介入レベル（O I L）

運用上の介入レベル（O I L）とは、放射性物質の放出後、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

#### 1 防護措置

##### (1) 避難等の基準と措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定地	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なもの一時屋内退避を含む。）
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

(2) 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期値設定	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		$\beta$ 線：13,000 cpm 【1ヶ月後の値】	

(3) 飲食物のスクリーニング、接種制限の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期値設定			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	$0.5 \mu \text{ Sv/h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品 (Bq/kg)	野菜類、穀物、肉、卵、魚、その他 (Bq/kg)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300	2,000	
		放射性セシウム	200	500	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1	10	
		ウラン	20	100	

## 第5節 計画の基礎とするべき原子力災害の想定

対策指針が規定する、近隣県における大規模な原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出形態及び核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について想定する。

### 第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

本町から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、上三川町役場から直線距離で約62kmの位置関係にある。

### 第2 原子力災害の想定

#### 1 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ:Emergency Planning Zone)にも本町の地域は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

#### 2 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

対策については火災・事故対策編第3部第2章第7節に定めるところによる。

### 第3 予想される影響

#### 1 本町における具体的影響、想定等

##### (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき8市町が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など住民生活と産業に大きな影響を与えた。

(2) 想定

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至る恐れがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置（屋内退避）の必要性を判断する。町は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することとなっている。

## 第2章 予防

### 第1節 初動体制の整備

災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、町、県、国、原子力事業者等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

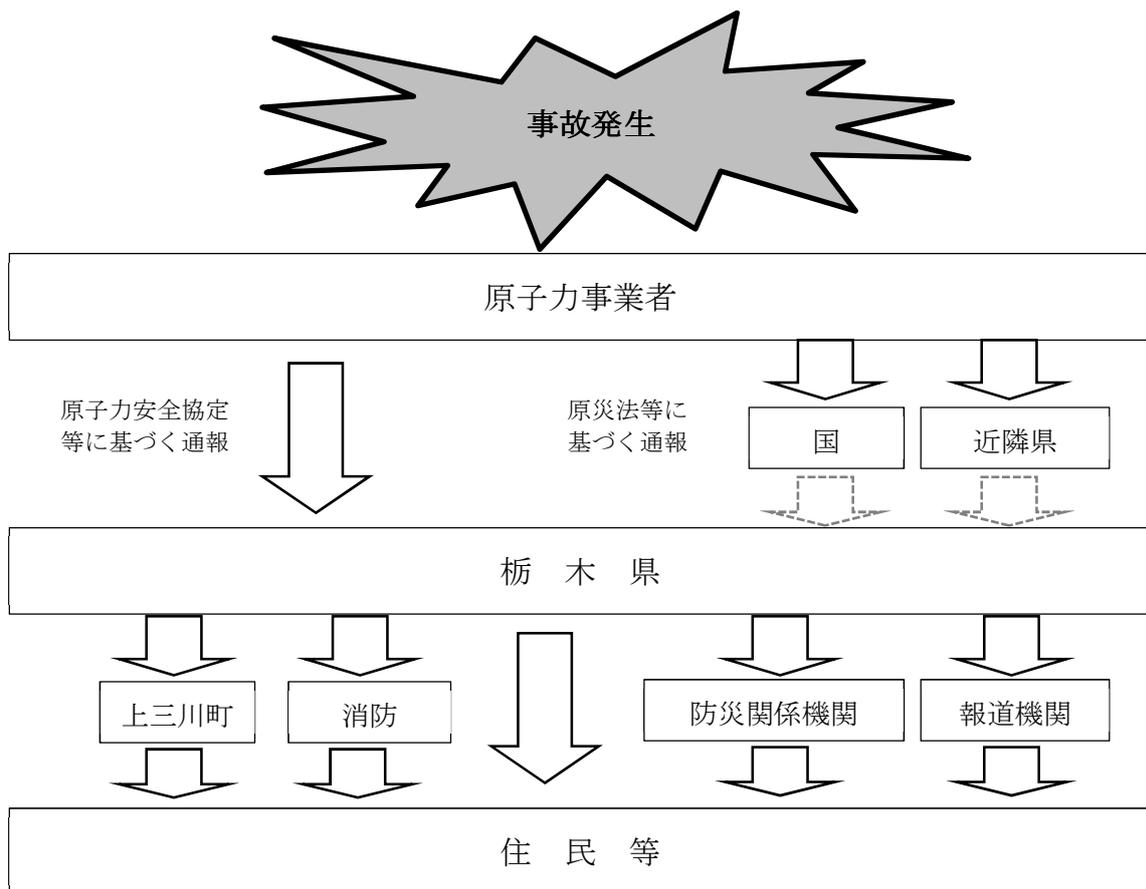
#### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、県との間で連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

#### 第2 通信手段の確保等

##### 1 通信連絡網等の整備

町は、県等が行う緊急時における通信連絡網等の整備に協力する。



## 第2節 住民等への情報伝達体制の整備

災害時における情報について、住民等に対し正確・迅速に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

### 第1 情報伝達体制の整備

町は、県からの情報を、かみたんメール、町ホームページ、テレビ、SNSなど様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

### 第2 要配慮者等への情報伝達

町は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、ボランティア等と連携し、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

### 第3 相談窓口の設置

町は、県、県警察、消防機関等と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定める。

### 第4 情報提供項目

町は、県や国と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、住民等に伝達すべき情報の項目について整理する。

## 第3節 避難活動体制等の整備

モニタリング結果や分析データを踏まえ、避難指示や屋内退避等を決定・実施するための体制を整備する。

### 第1 避難指示の判断

#### 1 避難等の判断基準等

国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリングの結果などにより、空間放射線量率等が一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から町長等に対し、O I Lに基づき避難等の指示が発出される。

#### 2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

U P Z外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。国の指示を受けた町は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。

また、プルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内退避解除に努める。町は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

### 第2 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、町長は、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のE P Zの範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、町は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

### 第3 要配慮者等への対応

町は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

## 第4節 モニタリング体制の整備

緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による町内の環境への影響を把握するため、あらかじめ必要な体制を整備する。

### 第1 モニタリング体制

#### 1 機器等の整備・維持

町は、平常時・緊急時における町内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、空間放射線測定機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

#### 2 要員の確保・育成等

町は、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するため、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、町内の小中学校等の空間放射線量を測定し、その結果を町ホームページ等において公表する。

また、町は、測定結果について判断することが困難な場合に備え、専門家等に要請するための体制を整備する。

### 第2 関係機関との協力体制の整備

町は、県、国、原子力事業者等と緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

## 第5節 住民等の健康対策

住民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

### 第1 資機材の整備等

#### 1 活動用資機材の整備

町は、県等が実施するスクリーニング、人体への除染等を実施する資機材の整備に協力する。

#### 2 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

町は、県等が実施する防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備・維持管理に協力する。

### 第2 医療救護活動体制の整備

町は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

## 第6節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う住民の内部被ばくを防止するため、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

### 第1 検査体制の整備

町は、県と連携し、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておく。

さらに、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、県が実施する検査体制等について理解し協力をする。

## 第7節 児童・生徒等の安全対策

児童・生徒等に対し、放射線に関する知識の普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、原子力災害発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう学校等と連携し、防災体制を整備する。

### 第1 原子力防災体制の整備

幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。また、原子力災害時の学校等における保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備に努めるとともに、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

さらに、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期するため、学校等は、地域の実情等を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成し、原子力災害時における教職員等の共通理解を図るとともに、保護者及び関係者への周知に努める。

町は、学校等が計画等を策定する際に、県に対し 情報提供など必要な支援要請を行う。

## 第8節 緊急輸送体制の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第13節に準ずる。

## 第9節 普及・啓発等を通じたリスクコミュニケーションの充実

原子力災害に関する知識の普及・啓発を実施し、リスクコミュニケーションの充実に努める。

### 第1 住民等に対する普及・啓発

町は、県、国、原子力事業者等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- 1 放射性物質及び放射線の特性
- 2 原子力発電所等の概要
- 3 避難等施設の位置
- 4 原子力災害とその特性
- 5 放射線による健康への影響及び放射線防護
- 6 本県の平常時における環境放射線の状況
- 7 緊急時に県や国等が講ずる対策の内容
- 8 屋内退避・避難
- 9 安定ヨウ素剤の服用
- 10 放射性物質による汚染の除去

## 第10節 防災訓練の実施

原子力災害に対応するため訓練等を実施することにより、関係機関の連携、職員の責任の範囲の確認、機器等の習熟等を促進する。

### 第1 訓練計画の策定及び実施

町は、県が実施する以下に掲げる防災活動について協力する。

- 1 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- 2 緊急時通信連絡訓練
- 3 緊急時の県モニタリング訓練
- 4 住民等に対する情報伝達訓練

訓練の実施にあたっては、行政機関のほか、住民等を含め様々な組織を効率的に運用できるよう努める。また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

# 第3章 応急対策

## 第1節 活動体制の確立

町に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害対策本部等を設置し、県、国、近隣市町、防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

### 第1 職員の配備体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

配備の種類	災害の態様	体制	配備要員
注意配備	1 近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合 2 その他総務課長が必要と認めたとき	情報収集及び応急対策を行う体制	総務課
警戒配備	1 原子力防災管理者から県を通じ、原災法第10条第1項に定める通報があった場合（EAL2） 2 その他災害警戒本部長（副町長）が必要と認めたとき	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	全所属長 注意配備参集職員 インフラ対応部、避難所対応部のうち必要と認められる職員
非常配備	1 原子力防災管理者から県を通じ、原災法第15条第1項に定める通報があった場合（EAL3） 2 大規模な災害が発生するおそれがある場合 3 大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合 4 その他災害対策本部長（町長）が必要と認めた場合	災害対策本部を設置し、全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員

### 第2 注意体制

町は、近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。担当職員は直ちに登庁し、次の措置を講ずる。

- 1 原子力災害に関する情報の収集
- 2 被害情報の把握
  - (1) 被害が発生した日時、場所
  - (2) 被害の概要
  - (3) 被害に対してとられた措置
  - (4) その他必要な事項

- 3 被害情報の県への報告
- 4 必要に応じて町長・関係部局への報告
- 5 災害応急対策（小規模）

### 第3 災害警戒本部の設置

町は、特定事象発生（EAL2）の通報を受けた場合又は特定事象発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

#### 1 災害警戒本部の設置、解散の時期

##### (1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 原子力防災管理者から県を通じ、原災法第10条第1項に定める通報があったとき。
- イ 原子力防災管理者から県を通じ、緊急時の通報を受け、本部長（副町長）が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
- エ その他本部長（副町長）が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

その他の事項は、水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第3の1に準ずる。

#### 2 災害警戒本部の構成員

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第3の2に準ずる。

#### 3 災害警戒本部の業務

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第3の3に準ずる。

#### 4 代決者

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第3の4に準ずる。

### 第4 災害対策本部の設置

#### 1 災害対策本部の設置、解散の時期等

町は、原子力緊急事態発生（EAL3）の通報を受けた場合又は原子力緊急事態発生のおそれがあると町長が認めた場合は、国、県及び原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

##### (1) 設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

- ア 原子力防災管理者から県を通じ、原災法第15条第1項に定める通報があったとき。
- イ 県から緊急時の通報を受け、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき（2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る）。
- エ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。
- オ その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

##### (2) 設置場所

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第4の(2)に準ずる。

##### (3) 災害対策本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

- イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
- 2 防災関係機関等への通報  
災害対策本部を設置したときは、速やかに県に通報する。
- 3 災害対策本部の運営  
本部及び各部の運営体制については、災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。
- (1) 本部の業務  
水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第4の3の(1)に準ずる。
- (2) 本部員会議  
ア 本部員会議の構成  
水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第4の3の(3)のアに準ずる。  
イ 本部員会議の開催  
水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第4の3の(3)のイに準ずる。  
ウ 本部員会議の協議事項  
水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第4の3の(3)のウに準ずる。  
エ 協議事項の実施  
水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第4の3の(3)のエに準ずる。  
オ 本部員会議の庶務  
水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第4の3の(3)のオに準ずる。
- (3) 本部の事務分担  
水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第4の3の(4)に準ずる。
- (4) 災害対策本部長の職務代理者の決定  
水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節第4の3の(5)に準ずる。

## 第5 防災業務関係者の安全確保

町及び消防機関・その他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

- 1 防護対策  
町は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとる。
- 2 防災業務関係者の被ばく管理  
(1) 防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。  
ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSvを上限とする。  
イ 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。  
なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。
- (2) 町は、県及び対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。
- (3) 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、県、国及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

## 第2節 情報の収集・連絡活動

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、県や原子力事業者等から速やかな情報収集を行う。

### 第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。このため、県では原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報収集活動を実施し、必要に応じて市町、消防等関係機関への通報や住民等への周知を行う。町は、県からの通報を受け必要な情報を住民へ周知する。

### 第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第1条に規定する特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、防災業務計画に基づき、直ちに原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

### 第3 応急対策活動情報の連絡

#### 1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- (1) 施設の状況
- (2) 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- (3) 被害の状況等

県は、国や近隣県、原子力事業者等から入手した情報を、町・消防機関等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

#### 2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

##### (1) 要員の確保

町は、原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

##### (2) 情報の収集等

町は、県や関係機関から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、国、近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、町が行う応急対策について活用する。

### 第4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

町は県と連携し、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

## 第3節 住民等への情報伝達

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎあるいはその拡大を抑えるため、住民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

### 第1 住民等への情報伝達活動

#### 1 住民等に対する情報伝達

- (1) 町は、早い段階から原子力災害に関する情報を広く迅速に住民に向けて提供し、町内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。
- (2) 町は、情報を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供に努める。
- (3) 町は、住民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を県、国、近隣県、原子力事業者等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

#### 2 情報伝達の内容等

##### (1) 情報伝達にあたっての留意事項

町は、住民への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

##### (2) 要配慮者への配慮

町は、住民等への情報伝達にあたっては、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される要配慮者に配慮する。

##### (3) 情報伝達内容

- ア 事故・災害等の概況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

##### (4) 広報内容の確認

- ア 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う。
- イ 発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。

##### (5) 誤情報の拡散への対処

町は、公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

### 第2 住民等からの問い合わせに対する対応

#### 1 相談窓口の設置

町は、緊急時には県と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手続に従い、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を開設し、必要な要員を配置する。

## 第4節 屋内退避・避難誘導等

町は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講ずる。

### 第1 避難等措置の実施主体

町は、住民の避難等の措置を講ずるにあたっては、県、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

町は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

### 第2 屋内退避、避難等の実施

#### 1 住民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、町は県と連携し、住民に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視覚・聴覚障がい者、日本語に不慣れな在外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

#### 2 避難誘導等

(1) 町は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、住民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

(2) 町は、県、県警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

#### 3 避難状況の確認

町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県警察、消防機関等と協力し、住民の避難状況等を的確に把握するものとする。

### 第3 安定ヨウ素剤の服用等

国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、町及び県は、国及び関係機関と連携して対応する。

### 第4 避難所等の開設、運営

#### 1 避難所の開設

町は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

#### 2 避難所の管理・運営

(1) 町は県と連携し、各避難所の管理・運営にあたり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

(2) 町は県と連携し、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

(3) 町は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

### 3 飲食物、生活必需品等の供給飲食物、生活必需品等の供給

町は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

## 第5 県外からの避難者の受入れ

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本町に避難することが予想される。

町は、東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における県外広域避難について、UPZ内にある茨城県笠間市との間で協定を締結している。

また、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を避難所として提供するとともに、避難所の開設等を行う。避難所の設置運営に当たっては、県からの助言を受けるとともに、県は、茨城県からの要請に基づき必要な協議、調整及び支援を行う。

## 第6 要配慮者等への配慮

町は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者、家庭動物（ペット）同伴者に十分配慮する。特に要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

## 第5節 モニタリング活動

緊急時において県と連携しながら、平常時のモニタリングを強化し、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握する。

また、町内における影響を把握するため、町の空間放射線測定体制を強化するとともに、県が実施する環境放射線モニタリングの結果等について、住民に対して広く公表する。

## 第6節 医療救護活動等

災害時において、住民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、住民等の心身の健康を確保する。

### 第1 住民等を対象とする健康相談等の実施

#### 1 避難者等に対する健康相談等の実施

町は、県と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査を実施する。

#### 2 相談窓口の設置

町は、県の協力を得て住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

### 第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施

町は県と連携して、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

また、医療救護所では対応できない場合は、搬送機関と連携し医療機関等へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

## 第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

農林水産物や加工食品等の安全性を把握するため、放射性物質モニタリング検査を速やかに実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、住民に対して広く周知する。

### 第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することになっている。

また、県は、国から示されるガイドラインに基づき策定する放射性物質検査計画等により、当該地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、OILに基づく飲食物摂取制限を行い、住民等へ周知する。なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応するとされており、町はその内容について速やかに住民に情報提供を行う。

#### 1 食品中の放射性物質の基準値等

##### (1) 飲食物摂取制限の基準

1章4節第1の(3)「飲食物のスクリーニング、接種制限の基準と措置の概要」参照

##### (2) 食品中の放射性物質の基準値

(平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用)

食品群	基準値 (ベクレル/kg)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

### 第2 食品等の出荷自粛要請及び解除

モニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合、町は、速やかに関係団体を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、ホームページへの掲載やテレビ、ラジオ、新聞等による報道要請など、様々な手段を使って住民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

町は、県から出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合し、出荷自粛等を解除されたとする情報が提供された場合は、生産者及び住民等へも広く周知する。

### 第3 飲料水の安全対策の実施

町は、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められると県から情報提供があった場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。なお、町は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備する。

### 第4 食品等の供給

町は、食品等の摂取制限等の措置を県が町に指示した際、県と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

## 第8節 児童・生徒等の安全対策

学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童・生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

町は、県と連携して、学校等に対し、学校等における生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童・生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

## 第9節 緊急輸送活動

町は、県、県警察及び関係機関と連携して、緊急輸送の円滑な実施を確保するとともに、必要に応じて、迅速・円滑に輸送を行うための交通規制等の措置を行う。

## 第4章 復旧・復興

### 第1節 住民等の健康対策

住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、住民等の不安を払拭する。

#### 第1 住民への対応

町は、県と協力し、住民等の不安を払拭するため、住民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

#### 第2 健康影響調査

##### 1 調査の検討

町は県と協力し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施にあたっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

##### 2 調査の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

##### 3 メンタルヘルス対策

町は、県、医療機関をはじめ、関係機関等と連携し、住民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、住民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となり得るため、住民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

#### 第3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

##### 1 健康調査

健康調査を実施するにあたり、原子力災害による児童・生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童・生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

##### 2 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童・生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童・生徒等の対応にあたる。

### 3 その他

- (1) 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童・生徒等の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、学校等の設置者は、園庭や校庭など児童・生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。
- (2) 学校等の設置者は、児童・生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

## 第2節 風評被害対策

町は、県等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

### 第1 農林水産物、工業製品等に係る対策

#### 1 農林水産物

町は、農林水産物等について風評被害を最小限にとどめるため、県・農業団体と連携し、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を積極的にPRしていく。

#### 2 工業製品等

町は、工業製品や加工食品等について、速やかな放射性物質の測定による安全確認を積極的に支援する。

### 第2 観光業に係る対策

#### 1 情報の発信

町は、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、安全性に関する明確でわかりやすい情報を積極的に発信する。

#### 2 観光客等への説明

本町を訪れている観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から本町が安全であることを発信してもらうよう努める。

### 第3 被害者の救済

風評被害が実際に生じたと考えられる場合、県は、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

### 第3節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

町は、国、県が示す除染の方針に沿って、国、県が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

#### 第1 基本方針

町及び県は、放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業について、国の施策に協力し、国、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

#### 第2 除染の実施

町、県、その他防災関係機関及び住民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市町における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。

原子力事業者は、町の要請に基づき、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣に努める。なお、除染を実施する際は、住民の意見を十分に尊重するものとする。

- 1 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。
- 2 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
- 3 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮する。また、除去土壌等はその他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- 4 除去土壌については、国が示す考え方に基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

- (1) 処理に伴って、周辺住民の受ける線量が1mSv/年を超えないようにする。
  - (2) 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1mSv/年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能濃度の者を取り扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。
  - (3) 処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が10 $\mu$ Sv/年以下とする。
- 5 飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

### 第3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

#### 1 国が処理する廃棄物

町、県及び排出事業者は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。

#### 2 町及び排出事業者が処理する廃棄物

町、県及び排出事業者は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

#### 3 その他

町は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、住民等へ周知徹底する。

町は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

## 第4節 損害賠償

町は県と連携し、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償請求を行う。

## 第5節 各種制限の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認する。

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態（EAL1）

状況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県内市町村のみ）。</p> <p>⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県内市町村のみ）。</p> <p>⑭ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑮ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>

(2) 施設敷地緊急事態 (EAL2)

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源がとなる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

### (3) 施設敷地緊急事態 (EAL3)

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

2. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態（EAL1）

状況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

(3) 施設敷地緊急事態（EAL3）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

3. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

(1) 警戒事態（EAL1）

状 況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
	<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>⑧ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑨ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑩ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>

(2) 施設敷地緊急事態 (EAL2)

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
<p>①全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

(3) 施設敷地緊急事態 (EAL3)

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

#### 4. 原子炉（1. ～ 3. に掲げる原子炉を除く。）運転等のための施設

##### (1) 警戒事態（EAL1）

状況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
<p>① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>④ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	

##### (2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

##### (3) 施設敷地緊急事態（EAL3）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

用語集

用語	説明
安定ヨウ素剤	<p>原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても放射性ヨウ素(131I)が甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果が大きい。</p>
EAL	<p>緊急時対応レベル (Emergency Action Level)。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定された。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。</p>
EPZ	<p>原子力施設等の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (Emergency Planning Zone)。原子力施設からの放射性物質又は放射線の異常な放出を想定し、周辺環境への影響、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせて定めた範囲をいう。EPZは、原子力発電所や大型の試験研究炉などを中心として半径約8～10kmの距離、再処理施設を中心として半径約5kmの距離などがそれぞれのもめやすとされている。</p>
OIL	<p>運用上の介入レベル (Operational Intervention Level)。防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表された。</p> <p>緊急時モニタリングの結果をOILに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ決めておく必要がある。</p>
屋内退避	<p>原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。</p> <p>屋内退避は、通常の生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。</p>

用語	説明
オフサイトセンター	緊急事態応急対策拠点施設。原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方公共団体、（独）放射線医学総合研究所、（独）日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設。事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。
確定的影響	放射線による重篤度が線量の大きさとともに増大し、影響の現れないしきい線量が存在すると考えられている影響をいう。しきい線量を超えた場合に影響が現れ、線量の増加とともに影響の発生確率が急激に増加し、影響の程度（重篤度）も増加する。ある線量に達すると被ばくしたすべての人に影響が現れる。がん及び遺伝的影響以外の影響はすべてこれに区分され、皮ふ障害、白内障、組織障害、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でもしきい値に達しないようにすることが必要である。
確率的影響	放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によってDNAに異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。
外部被ばく	放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時のエックス線を受けることがあげられる。
空間線量率	対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。
原子力災害合同対策協議会	緊急事態が発生した場合に、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官などは、緊急事態について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に組織される。
原子力防災管理者	当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。
サーベイ	サーベイメータの検出器を用いて、人体及び対象物表面及び対象空間などを走査（スキャンニング）することにより、放射性物質の表面密度、放射線量や放射線量率、放射性物質の濃度を調査（測定）し、スクリーニングや防護対策範囲の把握などを行うこと。
シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
実効線量	身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値（組織荷重係数）で加重してすべてを加算したもの。

用語	説明
除染	身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去、あるいは付着した量を低下させること。対象物により、エリア、機器、衣料、皮膚の除染などに分けられる。
スクリーニング	放射性物質による汚染の検査や、それに伴う医学的検査を必要とする場合に、救護所等において、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施すること。
等価線量	人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告している。通常の組織に対しては、職業人に対して500mSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ICRPの2007年勧告では、水晶体に対して15mSv/年、皮膚に対して50mSv/年としている。
特定事象	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準または施設の異常事象のこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により5<math>\mu</math>Sv/h以上の場合</li> <li>・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した5<math>\mu</math>Sv/h相当の放射性物質を検出した場合</li> <li>・管理区域以外の場所で、50<math>\mu</math>Sv/hの放射線量か5<math>\mu</math>Sv/h相当の放射性物質を検出した場合</li> <li>・輸送容器から1m離れた地点で100<math>\mu</math>Sv/hを検出した場合</li> <li>・臨界事故の発生またはそのおそれがある状態</li> <li>・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等</li> </ul>
内部被ばく	生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の1つまたは幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期（放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射エネルギーが半分になる時間）に依存する。
PAZ	予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone）。PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、先述のEALに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、発電用原子炉施設等については、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。
ベクレル(Bq)	放射能の強さを表す単位で、単位時間（1秒間）内に原子核が崩壊する数を表す。
放射性物質	放射性核種を含む物質の一般的総称。
放射性プルーム	気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。
放射線	X線、 $\gamma$ 線などの電磁波（光子）並びに $\alpha$ 線、 $\beta$ 線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。

用語	説明
放射能	放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り1壊変を1Bq（ベクレル）と定めている。
UPZ	緊急時防護措置を準備する区域（Urgent Protective action Planning Zone）。UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、発電用原子炉施設等については、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。
予測線量	放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策を講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。

参考文献

- ・原子力災害対策指針（平成24年10月31日 原子力規制委員会）
- ・（財）高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典ATOMICA」
- ・文部科学省 原子力防災基礎用語集
- ・原子力規制委員会 環境防災Nネット

